

◎新潟県告示第757号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年7月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県十日町市山谷121の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
土地改良事業用地とするため